

日本フェンオール株式会社の不適切行為に係る 当社原子力発電所への影響について

1. はじめに

日本フェンオール株式会社より、同社製の定温式スポット型感知器（以下、「熱感知器」という）及び中継器^{*1}の製造（製造期間：2013年9月～2020年10月）において、消防庁の型式承認取得時に登録した部品と異なる部品を使用して製造を行っていたとの連絡を受けた。

2. 日本フェンオール株式会社の不適切行為の概要と対応状況

○熱感知器及び中継器の部品のうち CPU^{*2}について、型式承認取得時に登録したもののが市場調達できなくなったことから、型式承認取得時と異なる CPU を使用した製品（以下、「不適切品」という。）を製造し、不適切品を検定合格品として出荷した。

○不適切品については、不適切行為の発覚以降、日本フェンオール株式会社及び日本消防検定協会にて「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」等又は「中継器に係る技術上の規格を定める省令」に基づく試験を行い、一部適合しないものもあったが、日本フェンオール株式会社は不適切品が設置される環境下において感知機能に問題ないことを確認している。と判断している。

○上記について、日本フェンオール株式会社から日本消防検定協会へ不適切品の火災感知機能には問題ないこと及び今後の自主的な交換等に係る報告を3月18日
2月10日及び3月15日に行っており、同内容について当社も3月25日に報告を受けた。

3. 当社原子力発電所の使用状況

○玄海原子力発電所3, 4号機の一部の熱感知器、中継器において不適切品を使用している（消防法要求箇所外）。なお、玄海原子力発電所1, 2号機及び川内原子力発電所では不適切品は使用していない。

単位：個

種別	3号機	4号機	合計
熱感知器	1,028	745	1,773
中継器	117	140	257

○玄海原子力発電所3, 4号機においては、唐津市消防本部により当該製品の設置完了後に実施した消防検査にて健全性を確認しており、2回／年の定期的な点検時においても、機能を確認し問題ないことを確認している。
また今回の不適切行為を受け、当所設備に対し改めて感知器の作動試験を実施し、各感知器が正常に動作していることを確認した。

以上のことから、受託試験において不適合の項目があったが、玄海原子力発電所の設置箇所である原子炉補助建屋、原子炉周辺建屋等の設置環境や機能性能確認結果などから感知機能は維持できていると考えている。

4. その他

○唐津市消防本部への今回の件について説明し、感知機能には問題ないことを確認いただいた。

○不適切品の交換に関しては、実施時期等を協議の上、適切に対応する。

※1 中継器：火災感知器と火災報知盤の通信接続を中継する機器

※2 C P U (Central Processing Unit (中央処理装置))：通信制御などの役割を持つ装置